







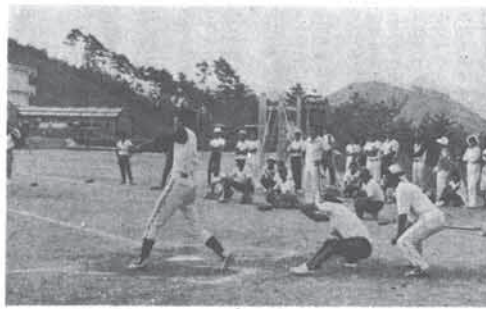
北部地区子ども会(8自治会)が集まり、7月7日大島小学校の校庭で「七夕会」が行われました。参加した150名の児童は、みんなで作った七夕を前に、ゲーム、ダンスなどを行い楽しい一日を過ごしました。

# フォトニュース

7月8日町連合育友会のスポーツ大会が行われました。参加は23チーム。成績は次のとおり。ソフトボールの部 優勝松尾台小学校Aチーム、準優勝猪名川小学校Bチーム、3位猪名川小学校Aチーム。バレーボールの部 優勝松尾台小学校Aチーム、準優勝中谷中学校Bチーム、3位猪名川小学校Cチーム



ジュニアリーダー養成講習会では、社会教育センターに約80名が参加し、テント設営・織物の実技や飯盒つきさんの実技を行いました。これは同講習会の2回目、最後は大野山キャンプ場で、これまでの総まとめを行います。さて、ご飯がうまくなるかな？



## 道路を守る月間

通勤・通学、買い物、ドライブ―私たちの日常生活は、道路を抜きにして考えられません。しかし、私たちはまだ道路の役割について、ことさら意識することもなく、毎日を送っています。八月は「道路を守る月間」です。この機会に暮らしの中の道路について考えてみましょう。

猪名川町の町道は百五十

育てよう  
正しいマナーできれいな道路

## 戦傷病者戦没者遺族等 援護法の改正

このたび戦傷病者戦没者遺族等援護法が次のとおり改正されました。年金証書の期限は、昭和五十七年九月三十日まで。受給者の父母などで前回は「と号十万円」受給者は継続分として、三十万円まで追加給付の額が、増額改定された「ろ号三十万円」の継続分は、再継続分として六十万円を、それぞれ支給されます。請求期限は昭和五十七年九月三十日まで。

④戦没者等遺族に対する特別形給付金支給法の一部が改正されました。昭和五十四年四月一日～同五十五年三月三十一日までの間に遺族年金、公務扶助料などを失権した遺族または判任文官等で、文官扶助料が昭和五十四年三月三十一日までに失権した遺族に戦没者一人につき十二万円が支給されます。請求期限は、昭和五十七年五月七日まで。

## 受給権調査の実施

戦没者の遺族年金・遺族給付金を受給中の遺族のみならず、七月一日現在で受給権調査が行われます。九月三十日までに必ず現状届(用紙は郵便局で配布)を提出してください。詳細は、町役場厚生課へ

## 三歳児健康診査票 (一般票)

猪名川町転入 年 月 日  
年 月 日

住所	猪名川町	TEL	局番
幼児氏名	男・女	昭和	年月 日生
保護者名	在胎月数	生下時重	g
分娩時状態	正・異( )	兄弟	人中、子
いままでの病気と外傷	主な養育者 母・祖母・その他		
①体質	ひきつけたことがある( ) 下痢しやすい その時熱(あり・なし) アレルギー( ) かぜ引きやすい		
②運動	首のすわり	カ月、ひとり歩き	カ月、手足の運動(正・異)
③目	見える	見えにくい	④耳 聞える 聞えにくい
⑤言語	よく話す	少し遅れている	赤ちゃんことば
	話さない	その他( )	
⑥精神発達	周囲の会話を ④よく理解する ⑤理解しない		
	上下前後の意味が ④わかる ⑤わかりにくい		
⑦気になること	食事( ) 爪かみ 指吸い ものをくわえる		
	左きき(選)	友達と遊ばない	乱暴 よく泣く 夜尿
	(選)	回おむつ使用)	性器いじり
⑧発育	身長	cm	体重 kg 胸囲 cm
⑨受診態度	協力的	おどおどする	泣く あばれる
⑩栄養	良	普通	不良
⑪表情	普通	乏しい	
⑫心臓疾患	⑬便秘 蛋白( )		
判定	A正常 B要注意 C要精密( )		
精神面の指導	否 要( )		
昭和	年	月	日診査 診査医



旧校舎の楠木などを集めた歴史の庭

現在の児童・園児数約四百名、先生は二十三名。教育目標は「ひとりひとりの能力・適性を最大限に伸ばし、知・情・意・体の調和のとれた全人教育を行い、民主的・社会的な基盤を培う」としている。今年度は主体的な生活態度と仲間づくりを進めるため、一年・六年生を縦で割り、二十五班にわけ清掃作業を行っている。そのグループで週一回グループ遊びも行なう。また一人一鉢運動というユニークな活動も注目される。

## 学校めぐり

### 猪名川小学校

今月の訪問校は、猪名川小学校です。猪名川小学校は、昭和五十二年九月に現在の柏梨田の高地に移転されました。同五十二年末に管理棟、体育館ができた新しい施設と豊等小学校が改称し、上野にかな線に恵まれた環境の豊等小学校ができました。さらに昭和五十二年に創立百周年記念式式を行って改称されました。

## 主体的な生活態度を

## 三歳児健診

伊丹保健所、町民保健所では、三歳児の健診を次の要領で行います。  
▽町民会館 9月5日 9月3日(月)  
▽母子健康センター 9月3日(月)  
対象は、昭和五十二年十月一日～同五十二年九月三十日までの間に生れた幼児。  
健診は内科、歯科検診、検尿、健康指導など、三歳児の心身の健全な発達について専門的に判定します。  
健診には左記健診票の太線内を正確に記入して母子手帳と尿少量(清潔な容器で)を持参ください。

